**六ヶ所村告示第46号**

六ヶ所村特定空家等除却補助金交付要綱を次のように定める。

令和３年３月31日

六ヶ所村長　戸　田　　衛

六ヶ所村特定空家等除却補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則（令和３年規則第18号。以下「規則」という。）第２条第１項第４号に基づき実施する、六ヶ所村特定空家等除却補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　特定空家等　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）法第２条第２項に規定する特定空家等をいう。

(２)　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

(３)　工作物　土地に定着する人工物のうち、前号に規定するもの以外をいう。

(４)　 除却工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に規定する建設業者であって、同法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可を受けたものに請け負わせ、特定空家等並びに当該特定空家等に附属する建築物及び工作物（以下「附属建築物等」という。）の全部を除却し、その敷地を更地にする工事をいう。

（補助対象特定空家等）

第３条　補助金の交付の対象となる特定空家等（以下「補助対象特定空家等」という。）は、六ヶ所村空家等の適切な管理に関する条例（平成31年条例第２号）第８条第１項の規定による認定を受けた特定空家等であって、次の各号のいずれかに該当する建築物（同一敷地内にある附属建築物等を含む。）とする。

(１)　住宅。ただし、アパート、事務所その他の事業の用に供する目的で建築されたものを除く。

(２)　住宅兼店舗。ただし、延床面積の２分の１以上が居住部分であるものに限る。

(３)　その他の建築物。ただし、アパート、事務所その他の事業の用に供する目的で建築されたものを除く。

２　前項各号の規定にかかわらず、公共事業等の補助の対象となっているもの又は火災その他の災害を原因として除却工事をするものは、補助対象特定空家等としない。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

(１)　補助対象特定空家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者。ただし、当該特定空家等所有者が不明である場合にあっては、当該特定空家等を除却する権利を有する者を含む。（以下「所有者等」という。）

(２)　所有者等の相続人（以下「相続人」という。）

(３)　所有者等又は相続人から補助対象特定空家等の除却についての同意を得た者

２　補助対象者は、補助対象特定空家等又はその敷地を複数の所有者等が共有しているときは、全ての所有者等及び相続人から同意を得た者でなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、借地に所在する補助対象特定空家等の場合であって、当該借地の所有者の同意を得られない者は補助対象者としない。

　（補助対象工事及び補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は村内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者（六ヶ所村建設工事入札参加者資格を有する者に限る。）が施工する補助対象特定空家等の除却工事とする。

２　補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に係る解体、撤去及び処分に要する費用とする。この場合において、補助対象工事に伴う家財等の処分に要する費用を含むものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、法第14条第２項の勧告を受けたものに係る補助金の額は、補助対象経費の合計額に３分の１を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第７条　規則第３条第１項に規定する交付申請書は、補助対象工事に着手する日から起算して14日前までに、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(１)　申請者本人の住所及び氏名等を確認することができる書類（運転免許証、旅券（パスポート）又は個人番号カード等の写し）

(２)　工事概要を確認することができる図面（案内図、配置図又は平面図等）

(３)　現況写真

(４)　工事見積書（内訳明細が明記されているものに限る。）

(５)　工事同意書及び印鑑証明書並びに登記事項証明書の写し（規則第３条第２項に該当する場合）

(６)　村外に住所を有するものにあっては、当該市町村の住民票の写し及び納税証明書

(７)　補助金振込先金融機関の通帳の写し

(８)　その他村長が必要と認める書類

　（実績報告）

第８条　規則第８条第２項に規定する村長が別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(１)　契約書の写し

(２)　領収書等支払いしたことを確認することができる書類

(３)　除却後の現況写真

(４)　廃棄物処理に関する処分証明書

(５)　その他村長が必要と認める書類

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。